

国民健康保険からのお願い

職場の従業員の方が、退職により健康保険等の資格を喪失され、その方が国民健康保険（国保）に加入される場合は、すみやかに国保の加入の届け出をされるようにご説明くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、その方の国保の加入手続きを円滑に行うため、下記のような「退職証明書」を交付いただき、併せて退職時の健康保険等の内容をお知らせいただきますよう、ご協力お願い申し上げます。



退職証明書

現住所

氏名 (性別 男・女)

生年月日 昭和 平成 年 月 日

退職年月日 令和 年 月 日

上記のとおりであることを証明いたします。 令和 年 月 日

事業所所在地 名称 (印)

電話番号

上記の方の退職日の健康保険の内容は下記のとおりです。

資格喪失年月日 令和 年 月 日

健康保険被保険者証の記号番号	保険者名		保険者番号
	全国健康保険協会	支部	
		健康保険組合	
		共済組合	
		国民健康保険組合	
被扶養者氏名	生年月日	性別	被扶養者の資格喪失年月日
	昭和 平成 令和 年 月 日		令和 年 月 日
	昭和 平成 令和 年 月 日		令和 年 月 日
	昭和 平成 令和 年 月 日		令和 年 月 日
	昭和 平成 令和 年 月 日		令和 年 月 日
	昭和 平成 令和 年 月 日		令和 年 月 日

国保加入の届け出を忘れていませんか？

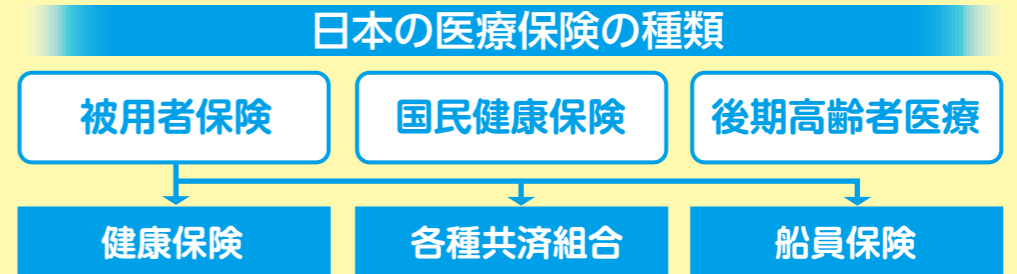
会社などを退職され被用者保険の資格を喪失されたみなさん

国民健康保険(国保)とは、いつどんなときにかかるかわからない病気やけがの医療費の負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなが保険料(税)を出し合い、必要な医療費や加入者の健康づくりに役立てるものです。



日本では、いざというときに安心してお医者さんにかかるように、**すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています。(国民皆保険制度)**

会社などを退職すると 被用者保険(健康保険、共済組合、船員保険)の被保険者資格がなくなります。



退職後、国保加入の届け出を忘れていませんか？

保険料(税)は、国保の資格が発生した月(会社をやめた時)までさかのぼってお支払いいただくこととなります。

届け出忘れの期間が長期間になると高額な支払いになることもあります。

国保の被保険者になるとき

職場を退職して健康保険等の被保険者でなくなった場合

手続きに必要なもの

- 職場の健康保険等をやめた証明書 ※最終ページ参照 (被扶養者についても確認できるもの)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証やパスポートなど)
- 個人番号が確認できるもの [マイナンバーカード(個人番号カード)、個人番号が記載された住民票の写しなど]

保険料(税)の納付は安心・便利な **口座振替**がおすすめです!!



退職後、あなたが加入する医療保険はどれなのか、次のページで確認してみましょう。

国保に関するお問い合わせは **各市町の国保担当窓口**

発行 / 滋賀県国民健康保険団体連合会

会社をやめたら、どの医療保険に加入するの？



ケース

1

再就職先の健康保険等に加入します

会社などに就職した場合はもちろん、アルバイトなどでも職場の健康保険等の被保険者になれる場合があります。

≫ 手続きの方法 事業主が行います。

ケース

2

引き続き退職した職場の健康保険等の任意継続に加入します

加入条件

退職した職場の健康保険等の被保険者期間が、一定期間ある場合は引き続き2年間被保険者となることができます。

≫ 手続きの方法 資格喪失日から20日以内に、退職した職場の健康保険等へ届け出をしてください。

※条件や手続き方法など制度によって異なる場合があります。
くわしくは、退職した職場の健康保険等にお問い合わせください。

ケース

3

扶養家族になります

加入条件

年収が130万円(60歳以上または障がいがある方は180万円)未満で、配偶者などの親族が健康保険等の被保険者であり、生計維持関係等が認められれば、その方の健康保険等の被扶養者となることができます。

≫ 手続きの方法 被保険者の事業所を経由して届け出をしてください。
※条件や手続き方法など制度によって異なる場合があります。
くわしくは、被保険者の職場の健康保険等にお問い合わせください。

ケース

4

国民健康保険(国保)に加入します

会社などを退職して再就職をしない場合、または自営業を営む場合、国保に加入することになります。

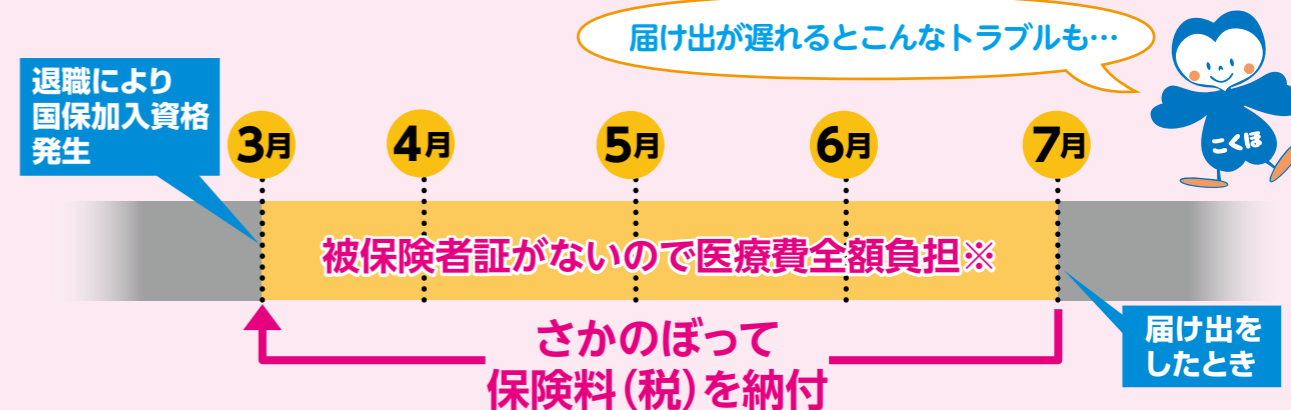
≫ 手続きの方法 職場の健康保険等をやめた証明書(被扶養者についても確認できるもの)と本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証やパスポートなど)、個人番号が確認できるものなどが必要です。

14日以内に市町の国保担当窓口へ届け出をしてください。(マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされている方についても届け出が必要です。)

※印かんなど、市町によって届け出に必要なものが異なる場合があります。くわしくは、市町の国保担当へお問い合わせください。

国保に加入するとき

〇〇年3月に会社をやめて〇〇年7月に国保の加入の届け出をした場合



保険料(税)は国保の加入の届け出をした〇〇年7月から納めるのではなく、国保加入資格が発生した〇〇年3月までさかのぼって、保険料(税)を納めていただかなくてはなりません。
※いったん医療費を全額負担した時は、国保加入後、申請して認められれば、後日保険給付分が払い戻しされます。

非自発的失業者への国保料(税)軽減措置があります

会社の倒産・解雇などにより離職した人(雇用保険の特定受給資格者)、雇い止めなどにより離職した人(雇用保険の特定理由離職者)として失業給付を受ける方は、国保の保険料(税)を軽減する制度に該当する場合があります。

軽減期間および軽減額

離職の翌日から翌年度末までの期間を、前年の給与所得を30/100とみなして算定を行います。
※該当する時は、市町の国保料(税)担当窓口へ申請してください。

■後期高齢者医療制度の適用を受ける方(75歳以上もしくは65歳以上で一定の障がいがある方)を除きます。

◆ケース1またはケース3の場合においても、加入までに日がある場合は、国保に加入する必要があります。